

基本的考え方

高齢者、障害のある人等すべての人が、快適にバスを待ち安全に車両の乗降ができるよう、上屋やベンチ等の整備やバスの運行状況に関するわかりやすい情報提供を行う。

整備基準 バス停留所	解説図
<p>【乗合自動車停留所】</p> <p>(1) 乗合自動車停留所（施行規則別表第1の2の表(2)に定めるものをいう。(2)において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア バスの行き先、運行系統、時刻表等を表示する案内板が、高齢者、障害者等が見やすい位置に設けられていること。</p> <p>イ 床面に、高齢者、障害者等の運行の障害となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 1日の乗車人員が500人以上ある乗合自動車停留所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ベンチ及びその上屋が設けられていること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていること。</p> <p>ウ イの視覚障害者誘導用ブロックの色が黄色その他の周囲の路面との輝度比等の大きい色であること。</p> <p>エ イの視覚障害者誘導用ブロックに、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に音声により視覚障害者を案内する設備が設けられていること。</p> <p>オ (1)アの案内板に、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる場合は、点字、音声その他の方法により、視覚障害者を案内する設備が設けられていること。</p> <p>カ 車椅子使用者等に配慮し、必要と認められる場合は、車椅子使用者の乗車の意思が乗合自動車の乗務員に容易に伝わる設備等が設けられていること。</p> <p>キ 高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設が設けられていること。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>【バスターミナル】</p> <p>バスターミナル（施行規則別表第1の2の表(3)に定めるものをいう。）の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この項において「バス車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>	<p>→図 3-1 バス停</p> <p>→図 3-2 乗車人員 500 人以上のバス停</p>

整備基準の解説

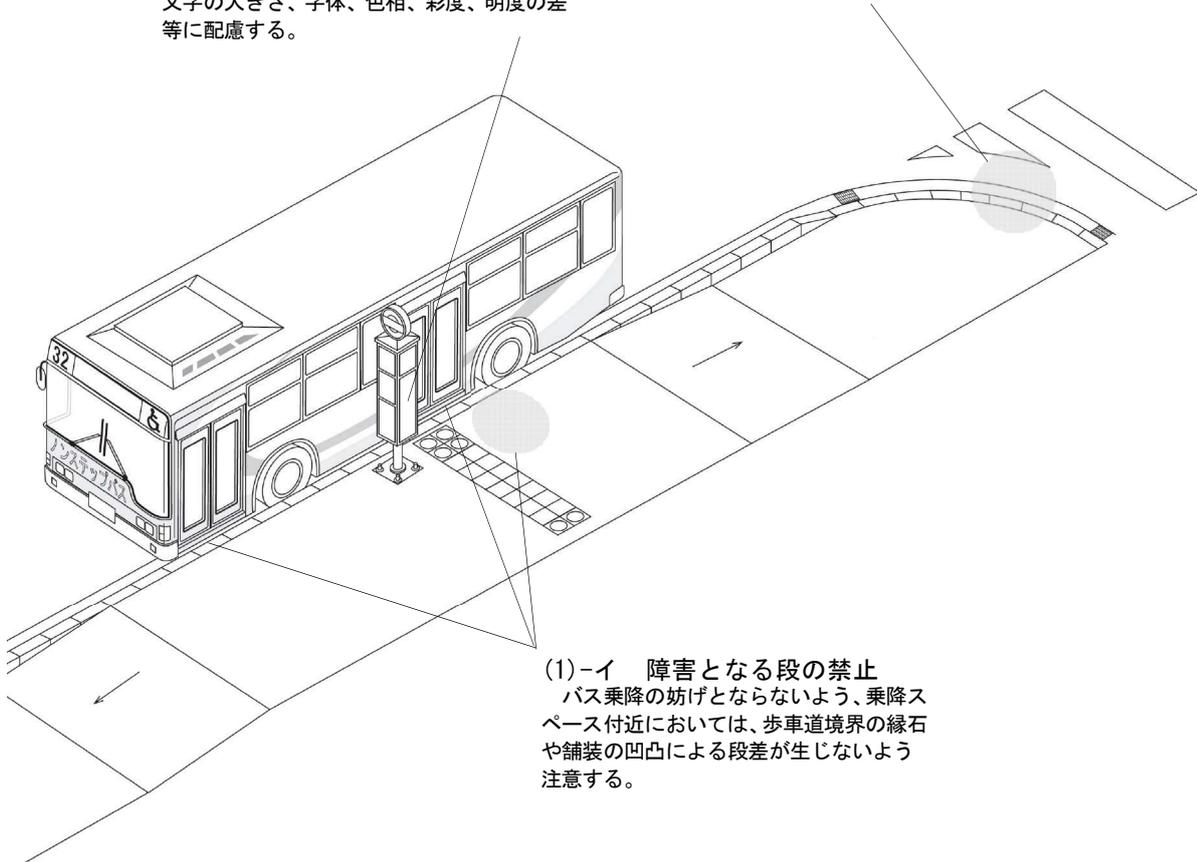
■ 図 3-1 バス停

(1)-ア 案内板

路線図、時刻表、バスロケーションシステム等は、見やすい位置や高さに設置し、かつ文字の大きさ、字体、色相、彩度、明度の差等に配慮する。

(1)-イ 障害となる段の禁止

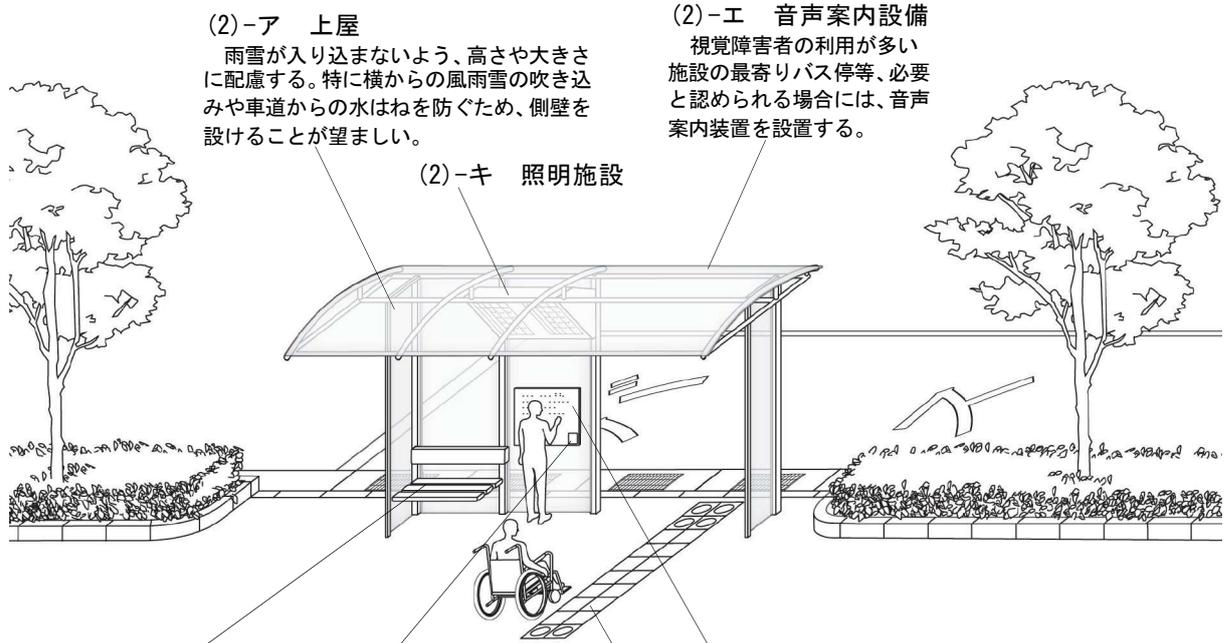
バス停付近の切り下げ部は、バス停へスムーズに近づけるよう段を作らない。



(1)-イ 障害となる段の禁止

バス乗降の妨げとならないよう、乗降スペース付近においては、歩車道境界の縁石や舗装の凹凸による段差が生じないように注意する。

■ 図 3-2 乗車人員 500 人以上のバス停



(2)-ア 上屋

雨雪が入り込まないよう、高さや大きさに配慮する。特に横からの風雨雪の吹き込みや車道からの水はねを防ぐため、側壁を設けることが望ましい。

(2)-エ 音声案内設備

視覚障害者の利用が多い施設の最寄りバス停等、必要と認められる場合には、音声案内装置を設置する。

(2)-キ 照明施設

(2)-ア ベンチ

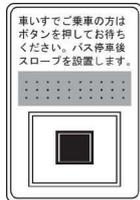
バス停と一体的に整備し、乗降の妨げとならず、バスの接近が確認しやすい位置に設置する。座り心地がよく、メンテナンスしやすいものが望ましい。

(2)-オ 視覚障害者案内設備

視覚障害者の利用が多い施設の最寄りバス停等、必要と認められる場合には、点字表示や音声による案内装置等を設ける。

(2)-カ 乗車意志表示装置

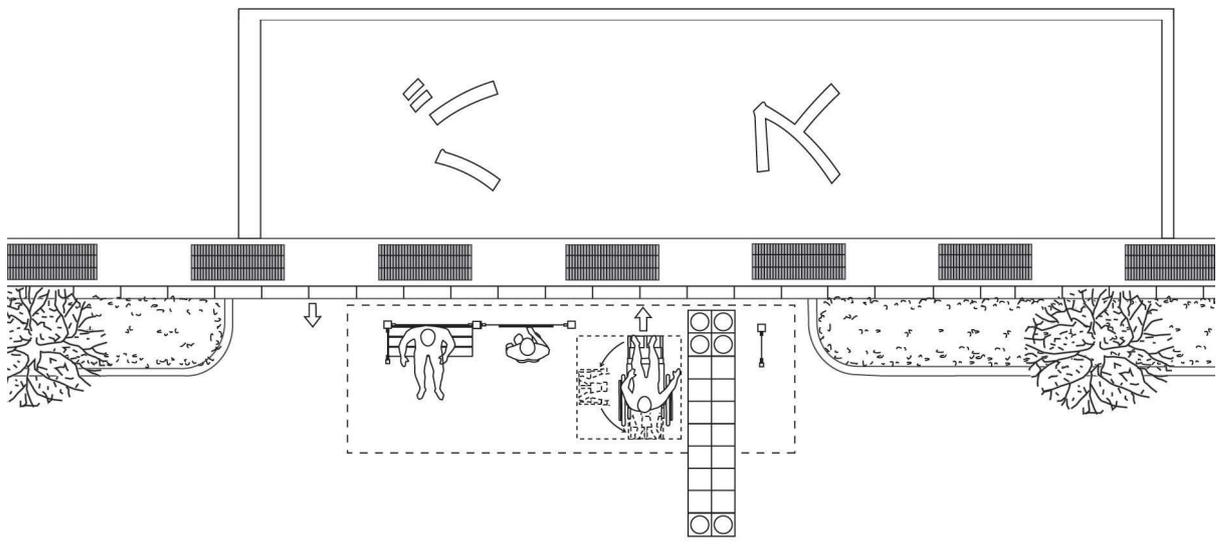
表示装置により、車椅子使用者の乗車意志が乗務員に早く伝わることにより、乗務員がバスを正しく停車しやすい。



(2)-イ、ウ 視覚障害者誘導用ブロック

バスの乗車口へ誘導する。周辺環境との調和に配慮し、路面との輝度比や明度差のある色を選択する。

● 平面図



整備事例

● バスが正着しやすく乗口がわかりやすいバス停



- ・ターミナルのバスベイが、バスの進入方向に切り込まれているので、バス停への正着性が高い。
- ・ガラス張りの柵と凹凸の路面舗装により、乗口を認識しやすくしている。（金沢駅バスターミナル・金沢市）

● 冬期も快適なバス停



- ・融雪装置が設置されており、冬期でも雪がなく乗降しやすい。（猿丸神社前バス停・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・バスのバス停接近の妨げとならないよう、定期的に植栽等のメンテナンスを行うとともに、バス停付近の不法な看板やベンチの撤去を行うことが望ましい。
- ・乗務員は、バスを乗車位置に正しく停止させるよう、十分に配慮することが望ましい。これにより、車椅子使用者用のスロープの設置や、視覚障害者の乗車ドア確認等がしやすくなるとともに、高齢者や子どもも乗車しやすくなる。
- ・バス停周辺の除雪については、地域住民やバス利用者の協力を得ていくことが望ましいため、必要に応じて、バス停に除雪用のスコップや融雪剤（塩化カルシウム）等を設置するなどの工夫を行う。